

適正取引推進講習会

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、
下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です!!

受講料
無料

下請代金法基礎講習会 消費税転嫁対策講習会

第1部 あなたの会社は大丈夫？
下請代金法等の基礎

第2部 消費税増税前から実施する！
消費税転嫁対策の準備のポイント

開催日 平成29年10月23日(月)

第1部 13:30～15:00

第2部 15:10～16:40

会場 富士吉田商工会議所
富士吉田市下吉田7-27-29

第1部～下請代金法基礎～

- 下請法の目的、法の適用対象に関する説明
- 親事業者の義務※違反事例を交えながら解説
- 親事業者の禁止事項※違反事例を交えながら解説
- 下請代金の支払手段について(手形通達)の解説
- 質疑応答、補足説明 等

講習内容

第2部～消費税転嫁対策～

- 消費税の転嫁イメージ
- 転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
- 転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置
- 事例と立入検査・勧告・罰則、他法令との関係
- 質疑応答、補足説明 等

適正な下請取引は、下請事業者の利益保護を図るという目的から、中小企業政策の重要な柱となっており、
中小企業・小規模事業者にとって事業の根幹に関わる重要事項です。正しく知って、円滑な事業経営に役立てましょう!

主催：中小企業庁 共催：富士吉田商工会議所 お問い合わせ：0555-24-7111

裏面が受講申込書になります

適正取引推進講習会

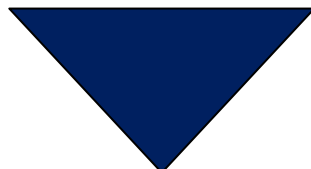
下請代金法基礎・消費税転嫁対策講習会申込書

FAX番号:0555-22-6851

送付先:富士吉田商工会議所 講習会担当 行

事業所名	
所在地	〒
電話番号	()
F A X	()
受講者氏名	
申込区分	① 第1部のみ ② 第2部のみ ③ 第1部・第2部両方 ※該当する番号に○を付けてください※
受講者氏名	
申込区分	① 第1部のみ ② 第2部のみ ③ 第1部・第2部両方 ※該当する番号に○を付けてください※
受講者氏名	
申込区分	① 第1部のみ ② 第2部のみ ③ 第1部・第2部両方 ※該当する番号に○を付けてください※

※お申込に際し記入していただいた皆様の情報は、当会議所の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会議所活動の為にのみ利用させて頂き、それ以外の目的には使用いたしません。



この方向にFAXして下さい